

一、テハ名目ハ如何ナル名目ニテモ可ナリ
 ト争議団ニ於テモ可ナリ之レカ解決ニ當リ相違考慮シ分回ノ
 解雇者ニ対シテモ組合員(第一支部)ハルノ分ハ第一支部ノ
 ハニ日分ヲ募集シタル上支那ノ基金ニ付同額合約五千円ノ送
 ル事迄預託中ナルヲ以テ會社ニ於テモ此ノ上莫ク良ク考慮サレ
 争議団ノ申出ヲニ充テヤラシメト種々折衝シタルカ會社側ニ
 於テハ尚考慮スル余地ハ相互ニアルト思フカ本日ハ之レ迄ト
 シ明日午前十時ヨリ開會スルコトヲ申出ラ合回特選出セリ
 其後四日コト旦リ連日交渉ノ結果二十九日午前一時三十分別記
 (一)ノ如キ覚書ヲ交換因茲解決セリ
 右及申(通)報後也

別記(一) 覺書

株式会社池貝鐵工所本工場労働争議ハ昭和六年十月廿八日會社及争議団代
 表者ト同左記条件ヲ以テ圓滿解決セリ依テ茲ニ覺書式通ヲ作成當業者双方
 ニ於テ之ヲ交換保持スルモノトス

記

- 一、懲戒解雇ニ取消依頼解雇トナス
- 二、解雇者中二十五名ハ外ヲ昭和六年十月五日迄ニ復職セシム
- 三、解雇者ニ對シテハ從前規則第四三条規定ノ退職手當ヲ支給ス
- 四、會社前項手當ノ外同情金トシテ金壹萬圓ヲ争議團代表
者ニ交付ス
- 五、嘆願書ノ事項ニ對シテハ考慮ス
但シ特殊工場及當時常備者ハ特ニ考慮ス

昭和六年十月二十八日

株式会社池貝鐵工所

以上

今井四郎 井手真一

